

三重県公報

号 外
昭和38年7月21日
日 曜 日

目 次

条 例

- 三重県議会事務局条例 (議会事務局) 1

条 例

●三重県条例第四十六号

三重県議会事務局条例をここに公布する。

昭和三十八年七月二十一日

三重県知事 田 中 覚

三重県議会事務局条例

(事務局の設置)

第一条 三重県議会にその事務を処理するため、三重県議会事務局(以下「事務局」といふ。)を置く。

(職員の定数)

第二条 事務局職員の定数は、四〇人とする。

(職員の職)

第三条 事務局職員の職は、別に定めるところによる。

(分 課)

第四条 事務局にその事務を分掌させるため、次の課を置く。

- 一 総 務 課
- 二 議 事 課
- 三 調 査 課

(施行規定)

第五条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

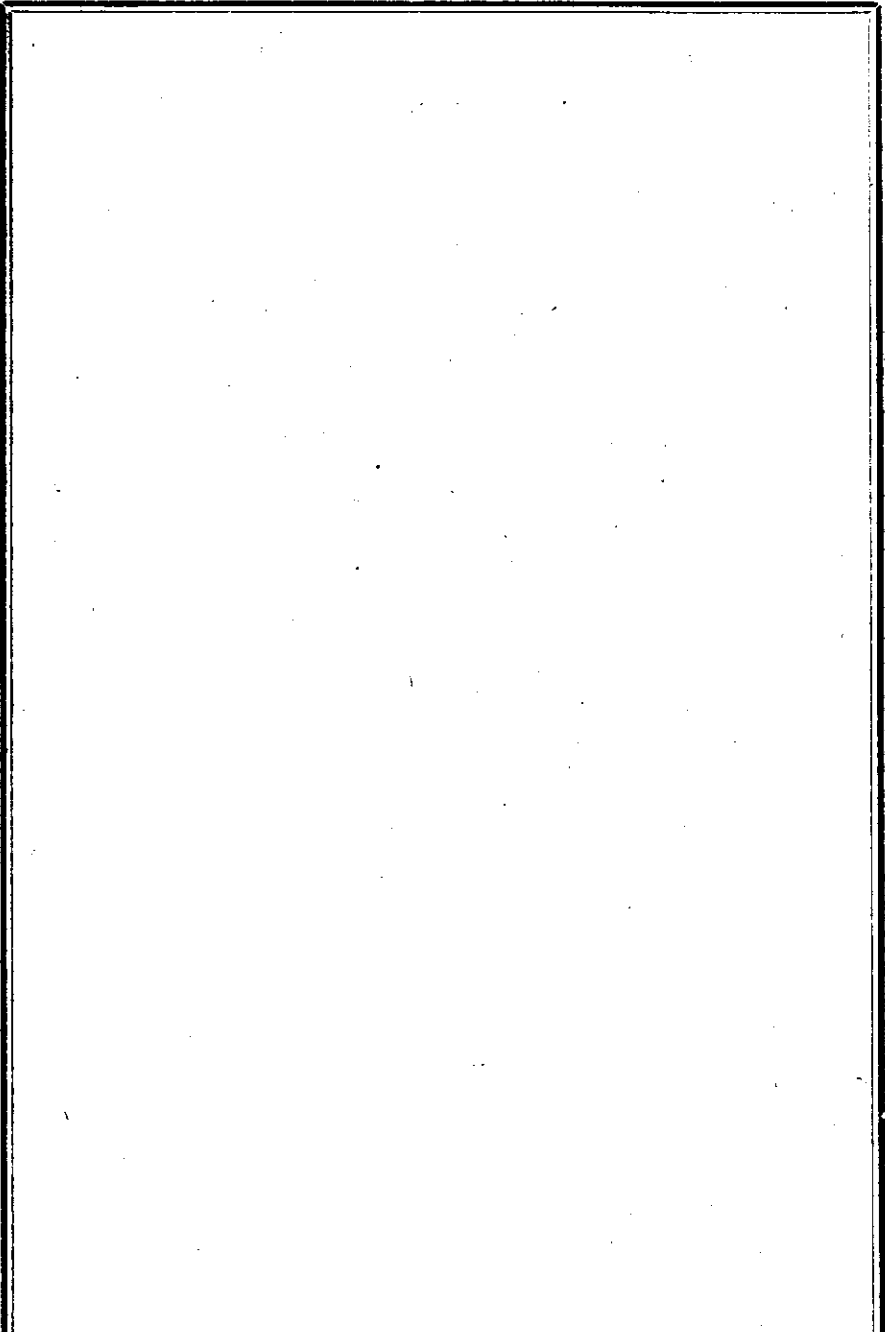
附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第二条の規定は、昭和三十八年七月一日から適用する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

三重県議会事務局条例(昭和三十二年三重県条例第六十六号)

三重県議会職員定数条例(昭和三十四年三重県条例第三十四号)



毎週火、金曜日発行
購読料 1箇月 210円
6箇月 1,250円
1箇年 2,500円

昭和38年7月21日印刷発行
津市栄町1丁目(電代(8)6,111)
三重県庁
印刷 三重県印刷所